

園内情報システム保守管理仕様書

- ・ 国立療養所宮古南静園（以下「当園」という）における、園内情報システムその他当園内における業務ネットワークの円滑な運用に資することを目的として、本仕様書を策定する。
- ・ 業務履行にあたっては、以下の要件を満たす者（以下「常駐者」という）を当園に1人以上配置すること。
 - ① 当園の園内ネットワークにかかる問い合わせ、トラブル等について十分に対応できる知識及び技量を持っていること。
 - ② 当園での常駐が可能な日（以下「常駐日」という）を1週あたり2日以上設けること。なお、常駐日については当園と協議のうえ決定すること。
 - ③ 常駐日における常駐時間は原則8時30分から17時15分とすること。
 - ④ 常駐日以外においても、可能な限り当園からの連絡に応答できる体制を整えることが望ましいこと。なお、官庁閉庁日及び土日祝祭日については原則この限りではないこと。
- ・ 厚生労働省の情報セキュリティポリシーを踏まえ、以下の内容を遵守し、必要に応じて関連書類を提出すること。
 - (ア) 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止
 - (イ) 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - (ウ) 委託事業の実施に当たり、委託先企業又はその従業員、再委託先、著しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制
 - (エ) 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
 - (オ) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - (カ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - (キ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
 - (ク) 情報セキュリティ監査の受入れ（必要に応じて）
 - (ケ) サービスレベルの保証（必要に応じて）

- (コ) 情報セキュリティを確保するための体制の構築
- (サ) 取り扱う情報の秘密保持等
- (シ) 情報セキュリティが侵害された場合の対処
- (ス) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告
- (セ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処
- (ソ) 情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制等に係る確認書の提出

本契約における対象となる保守内容は以下のとおりとする。

- ・ 園内LAN（ローカルエリアネットワーク）関連の動作不良への対応を行う。
 - ① 園内LANの設定及びトラブルへの対応。
 - ② 園内LAN端末の設定及びトラブルへの対応。
 - ③ 園内LAN及びLAN端末の情報収集、整理及び管理を行う。
 - ④ 園内LAN用のメールサーバーの保守管理を行う。
 - ⑤ 園内LAN用のメールアカウントの追加及び削除の対応を行う。
 - ⑥ 無線アクセスポイントの設定、不具合対応。
- ・ ネットワーク機器の監視（ネットワークシステムの使用状況監視、調整、コンサルティング）
- ・ 園内各部署からのネットワークトラブルについて問い合わせへの対応
- ・ 園内LAN及び統合ネットワークの異常に伴う配線工事にかかる初期対応
- ・ 統合ネットワーク用メールアカウント設定にかかる初期対応
- ・ 統合ネットワークのサーバに関するトラブル、異常発生等にかかる初期対応
- ・ 今後導入される医療システム全般、ネットワーク全般に関するトラブル、異常発生時における初期対応及び助言等

その他報告関係

- ・ 常駐日における業務内容について、所定様式にて日々報告を行うこと。なお、当該様式については当園と協議のうえ決定すること。
- ・ 園内における業務ネットワークにかかる会議が開催される場合、当園より必要に応じて常駐者に参加を求める場合があること。この場合、可能な限り参加に応じること。